

社会福祉法人すいせん会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人すいせん会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第8条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 定款第8条及び第21条のとおり、監事及び評議員は、無報酬とする。
- 3 常勤理事でこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 この法人は、前条第3項の規定による常勤の理事以外に常勤理事は就任していないため、非常勤理事に対する報酬の額を下記のとおりとする。

理事による法人・施設業務のための出勤 7,000 円/日額

(報酬等の支給方法)

第5条 理事に対する報酬等の支給の時期は次のとおりとする。

毎月末日締め 翌月10日支給

(ただし、支給日が土日、祝日に当たる場合は、翌営業日に支給する。)

2 報酬等は、現金により本人に支給する。

(費用弁償の支給)

第6条 この法人は、役員及び評議員が下記の業務を執行するにあたり、一回あたり3,000円の費用弁償を支給することができる。

- 一 理事会・評議員会への出席
- 二 監事による定期監査または臨時監査
- 三 行政機関の監査立会
- 四 理事長の決裁業務等
- 五 その他、法人の業務等
- 六 役員の研究参加及び視察研修

2 第1項の六の業務の場合、「社会福祉法人すいせん会 旅費規定」を準用し、相当の額を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法人法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月16日より施行する。